

- 一、四間二尺餘 一本、同
- 一、五間計 一本、同

付、御横目音地久兵衛見届を以、今般封印付置申候。
但、半より折れ居申候。 廣蓋下地

右惣黒塗、蒔繪金銀金具入に而、少々金具爲替申所御座候。

右會所御有物相しらべ、如此御座候。以上。
享保十二年三月

- 一、金紙小切 二枚
- 一、銀紙小切 一枚
- 一、榮君様御婚禮之節、御道具蒔繪金具、御長持之内張砂子紙見本など、箱に入御座候。
- 一、赤銅しとめ 四つ
- 一、すかし其品難知眞鍮金具 一つ
- 一、一貫五百九十一匁 慶長銀
- 一、十六切 同一歩
- 一、一 枚 判金

原田 又 太夫
武藤 十左衛門
高田 兵左衛門
中川 宇左衛門

右三口、松雲院様御かね之由に而、享保九年九月廿三日坂井知右衛門より請取候金銀。

富田 織人殿
遠田勘右衛門殿
別に御鏝下地二枚平田外記受取紙面有之。御進物御用之由に而未九月廿一日渡す。

三六 御關所女過書之儀覺

一、御關所女通手形古案
一筆令啓達候。就者宰相殿廣式女中一人、當十日金澤發足、江戸表に被指遣候。依之前々格式之通、此方家老中より越中守殿御家老まで、碓氷御關所通手形御調出候様、證文相

兵部・中村惣右衛門・前波和兵衛列座に而被申渡、致承知候段申達、御横目所に罷出、右之趣相達候所、左候は、當十九日御煤拂、例之通可相心得候。揃刻限追而可申談旨、吉田孫助被申候事。

調參候。右證文持參之者御手前迄可相達候間、夫々無滞様取持願入存候。爲其如此に候。以上。

十月八日

津田 林左衛門

加賀屋與七郎殿

右紙面、先達而執筆木村平助申談候而、酉十月八日林左衛門御用番に付相調、直に原九左衛門迄添紙面相調遣候事。

三七 會所直支拂之儀覺

- 一、會所に而直に御拂方渡候所々。
 - 指物屋 桶屋 紺屋 袴屋 認料
 - 網貸 二俣村 江戸三度 京三度
- 遠所日用裁許菓子屋次郎右衛門

三八 煤拂・追儼規式之儀覺

延享四年暮江戸御歳男相勤候覺

- 一、十二月十四日御用所より、今年御歳男順番之儀被相尋、宮崎久兵衛に候旨相達候事。
- 一、同日御用所に罷出候所、御歳男拙者相勤可申旨、前田

一、十九日朝六半頃御殿に相揃可申由、前日吉田孫助より紙面を以被申聞、右刻限鬨斗目・布上下着用、御殿に罷出、御横目所に相達候所、御役人出揃に付御規式可相勤旨、孫助被申聞、御臺所與力より御煤竹坊主受取、御居間書院三之間迄持參有之、其所に而受取、御居間書院上之御間に而御規式相勤候。右相勤候間、同一之御間御敷居之外に御横目相扣有之に付、御規式相仕廻候段御横目及會釋、夫より御臺所上之御間に而、御煤粥・御酒頂戴仕、御禮御横目所に申上、罷歸候事。

御煤拂御規式に付御殿に罷出候人々

- 御 横 目 吉 田 孫 助
- 會 所 奉 行 宮 崎 久 兵 衛
- 割 場 奉 行 瀬 川 久 右 衛 門
- 御 作 事 奉 行 飯 田 勝 左 衛 門